

質問に対する回答

令和 8 年 8 月 17 日

特定健診実施率向上に向けた情報発信用キャッチコピー等制作業務委託（令和 8 年 8 月 3 日付け公示）
に関して提出された質問及びその回答を、次のとおり公表します。

問 1 業務内容について

仕様書 4. 業務内容について、(1) キャッチコピー及びロゴ作成、(2) メッセージ制作、(4) 情報発信コンテンツ活用ガイドラインとありますが、(3) は無いという認識でよかったですでしょうか。

（答） 御認識のとおりです。

仕様書 4「業務内容」の (3) は、番号付番上の誤りにより欠番となっています。業務内容は、(1) キャッチコピー及びロゴ作成、(2) メッセージ制作、(4) 情報発信コンテンツ活用ガイドラインの 3 項目です。

問 2 キャッチコピー及びロゴ作成について①

「ロゴ」はキャッチコピーと一体化したものを想定されていますでしょうか。また、別紙参考資料に御提示のあるロゴイメージの「えらいぞ、健診！ ほめて伸ばそう、健診受診率。」は「えらいぞ、健診！」がロゴ、「ほめて伸ばそう、健診受診率。」はキャッチコピーという認識で間違いないでしょうか。

（答） ロゴについては、キャッチコピーを基に制作し、一体的なデザインとして活用できるものを想定しています。

そのため、仕様書別紙に掲載している「えらいぞ、健診！ ほめて伸ばそう、健診受診率。」の例では、「えらいぞ、健診！」はキャッチコピーであると同時にロゴでもあります。「ほめて伸ばそう、健診受診率。」はメッセージです。

また、仕様書別紙に掲載しているもう一つの例では、「健やかさがいちばん」がキャッチコピーであり、「健やかさがいちばん」と隣の数字の「1」をモチーフとしたデザインを合わせてロゴとしています。『『さいこう』のための『けんこう』』はメッセージです。

なお、仕様書別紙に掲載しているロゴはあくまでイメージ例であり、同様の構成や表現を求めるものではありません。

問 3 キャッチコピー及びロゴ作成について②

成果物の『採用ロゴデータ（ai・png・jpg・pdf 形式）』について、自己負担無料訴求型及び特定健診訴求型の最終採用 2 種類それぞれについて、多色カラー版、単色版、白抜き版、縦組み、横組み等を各形式で納品する想定でしょうか。

（答） 御認識のとおりです。

問4 メッセージ制作について

短文版（20 字以内）および中文版（25 字前後）の文字数計算において、句読点（「、」「。」）やスペース、ならびに「佐賀県特定健診」等の冠称は文字数に含まれるか確認させてください。

仕様書4（2）メッセージ制作に記載されている『中文版（25 字前後）』について、日本語による 25 字前後の“中程度の文字量の文章”を指すとの理解でよいでしょうか。中国語版を意味するものではないことを御確認ください。

（答） 文字数計算において、句読点やスペース、並びに「佐賀県特定健診」等の冠称も文字数に含まれます。

なお、『中文版（25 字前後）』は、日本語による 25 字前後の“中程度の文字量の文章”を指します。

問5 全市町協議について①

「ロゴ、キャッチコピー、メッセージについては県内全市町の担当者の意見を踏まえる」とありますが、この集約やとりまとめも事業者の業務になりますでしょうか。

各市町への照会・回答回収・意見集約は県にて実施し、受託者には集約結果を御教示いただく想定でしょうか。それとも受託者が各市町との調整業務まで行う想定でしょうか。

（答） 市町との調整業務（照会、回答回収、意見集約）は県にて実施し、受託者に県内全市町の意見の集約結果を共有します。

問6 全市町協議について②

「※ターゲットごとに短文版・中文版の候補案を 1 案ずつ作成し、全市町の担当者の意見を踏まえ校正を行う。」とあり、また仕様書6．成果物（2）に「※全市町の担当者への意見照会は、11 月中旬に実施を予定している。」とありますが、市町の担当課者への意見照会のタイミングは 1 回のみでしょうか。

また、全市町の意見照会について、どれくらいの期間の見込みでしょうか。

（答） 全市町への意見照会は、キャッチコピー、ロゴ及びメッセージの候補案を取りまとめた段階で、11 月中旬に 1 回実施する予定です。

なお、意見照会への回答期間は 1 週間程度を想定しています。具体的な日程については、契約締結後に受託者と協議のうえ決定します。

また、受託者との校正作業については、仕様書に記載のとおり 2～3 回程度を想定しています。タイミングとしては、全市町への意見照会の前に候補案について 1 回と候補案選定後から納入までに 2 回を想定しています。

問7 業務要件（2）について

『AI（人工知能）を使用して生成した画像やデザイン等は禁止』とありますが、禁止対象は最終成果物となる画像・ロゴデザイン制作を指すとの理解でよろしいでしょうか。企画検討、アイデア整理、キャッチコピー案の検討、文章構成等に生成 AI を補助的に使用することについても禁止対象となるのか、御教示ください。また、提案書内のイメージ制作についても同様の扱いとなるか御教示ください。

- （答） 御認識のとおりです。禁止対象は、最終成果物となる画像及びロゴデザインの制作です。
- また、提案書に掲載するイメージ（画像・デザイン等）についても同様に、生成 AI を使用して制作したものは認めません。
- なお、企画の検討、アイデアの整理、キャッチコピー案の検討、文章構成の作成等において生成 AI を補助的に活用することは差し支えありません。

問8 業務要件（4）について

ロゴ制作にあたり、特許権、著作権、肖像権などの審査を貴部署で実施されるのでしょうか。又は各社にて実施するのでしょうか。

- （答） 権利関係（著作権、商標権、肖像権等）の確認については、受託者において実施してください。
- なお、仕様書に記載のとおり、制作物について第三者との権利侵害に係る紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応していただくこととしています。

問9 業務要件（5）について

「受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権は県に帰属するもの」とありますが、仕様書 6.成果物（1）では「採用ロゴデータ」のみを成果物として納品する仕様になっています。採用されなかったロゴ案も県に帰属するものとなりますでしょうか。

- （答） 著作権が県に帰属する制作物は、成果物として納品される採用案を想定しています。
- したがって、採用されなかったロゴ案の著作権については受託者に帰属するものとします。

問10 その他留意事項について

再委託について、デザイン、イラスト、DTP等の一部制作工程を外部の専門事業者へ依頼する場合も再委託に該当し、事前承諾が必要との理解でよろしいでしょうか。また、予定がある場合は提案書提出時に体制及び業務範囲を記載すればよろしいでしょうか。

- （答） 御認識のとおりです。
- 再委託する予定がある場合は提案書提出時に体制及び業務範囲を記載してください。

問 11 提案書作成の際の留意事項について

提案書作成時は「各少なくとも 1 案ずつ提示」とありますが、提出時点で最終納品予定の全 4 案（各 2 案）を提示した場合、すべてが審査対象となりますか。1 案提示と全案提示で評価に影響があるか確認したく存じます。

（答） 全 4 案（各 2 案）提示した場合、提示された案はすべて審査の対象とします。

なお、提案数の多寡のみをもって評価することはありませんが、複数案を御提示いただくことは歓迎いたします。評価は、企画内容、訴求力、実現性等を総合的に勘案して行いますので、提案内容を効果的に説明できる方法で御提案ください。

問 12 提案書の仕様について

『提案書は A4 左綴じ』とされていますが、ページ数の上限はありますでしょうか。また、キャッチコピー及びロゴデザイン等の視認性を示すため、提案書をカラーで作成することに制限はないとの理解でよろしいでしょうか。

（答） 御認識のとおりです。

提案書のページ数及び作成方法（カラー又は白黒）に制限はありません。

問 13 参考資料について

仕様書別紙に記載されている令和 5 年度特定健診実施率向上対策事業の分析について、ターゲット別の未受診理由や行動特性等、提案検討に活用可能な詳細資料がございましたら提供いただくことは可能でしょうか。

（答） ターゲット別の未受診理由や行動特性については、仕様書別紙の「5.ターゲット設定の背景」に記載のとおりです。この他、提供可能な詳細資料はございません。

問 14 その他

今回のプロポーザルはおおよそ何社が参加予定でしょうか。

（答） 参加予定事業者数については、参加資格確認申請の受付期間中であることに加え、プロポーザルの公平性を確保する観点から、公表しておりません。